競争参加停止措置の概要

１　競争参加停止措置業者名 所在地及び競争参加停止措置期間	株式会社サトイ設計工務 埼玉県志木市館２－１－６－３０４ 2024年3月28日～2024年4月27日（1か月）
２　競争参加停止措置の範囲	首都高速道路株式会社所掌区域内
３　事実概要	当該業者は、千葉県船橋市内の民間工事において、特定建設業の許可を有していないにも関わらず、建設業法第3条第１項第２号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第１６条第2号の規定に違反し、同法第２８条第１項本文に該当する。 また、同工事にて、同法第3条第１項の許可を受けないで建設業を営む者と、政令で定める金額以上となる下請契約を締結したことは、同法第２８条第１項第６号に該当すると認められるとして、２０２４年１月１６日、埼玉県知事から監督処分（指示）を受けた。
４　競争参加停止措置理由	「競争参加停止措置準則」（平成17年準則第22号） 別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」第12号

<競争参加停止措置準則別表第2>

措置要件	期　間
（建設業法違反行為） １２　東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域内において、建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内